

判決年月日	平成２８年２月１８日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成27年（行ケ）第10051号		
○ 発明の名称を「構造物の目地の構造」とする特許の特許無効審決取消請求事件について、審決には、本件発明と公知文献記載の発明との相違点が実質的な相違点であるとはいえないとした点に判断の誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法２９条１項３号，同条２項

（関連する権利番号等）特許第3900500号（本件特許），特開平8-113906号公報（甲１）

判 決 要 旨

- 1 本件は，原告が，発明の名称を「構造物の目地の構造」とする特許（特許第3900500号。本件特許）の特許無効審決の取消しを求める事案である。
- 2 本判決は，要旨次のとおり判示し，審決には，本件発明と特開平8-113906号公報記載の発明（甲１発明）の間の下記の相違点（以下「相違点(ア)」という。）が実質的な相違点であるとはいえないとした点に判断の誤りがあるとして，審決を取り消した。

記

「ブロックに設けた下向き傾斜面と，この下向き傾斜面に連設して設けた上向き傾斜面で構成した」「接続傾斜面」を，本件発明では「略V字形」であり機能的に「防草傾斜面」としているのに対して，甲１発明では，このような特定をしていない点。

- (1) 本件発明の特許請求の範囲には，「防草傾斜面」について定義した記載はなく，「防草」の具体的な機能を特定した記載はない。

一方，本件明細書には，本件発明は，ブロックと舗装構造物との境目に，経年による隙間の発生が避けられないことを想定して，隙間が発生しても，「略V字形の防草傾斜面」を構成する所定角度の下向き傾斜面を利用して，雑草の根の屈地性及び芽の屈光性を阻害することによって「防草効果」が図れることが開示されていることが認められる。そして，屈地性及び屈光性により，植物の茎・葉は上方へ成長するが，下方へ成長せず，根は下方へ成長するが，上方へ成長しない性質を有することは，一般に知られていたことに照らすと，本件明細書記載の屈地性及び屈光性の阻害による「防草効果」とは，所定角度の下向き傾斜面を利用して，茎・葉や根を本来の成長方向とは逆方向へ誘導することにより，その成長を阻止することを意味するものと理解することができる。

以上によれば，本件発明の「略V字形の防草傾斜面」とは，「略V字形」の接続傾斜面を構成する「下向き傾斜面」を利用して，植物の屈地性及び屈光性の特性を阻害することにより雑草の成長を阻止する「防草機能」を有する「傾斜面」を意味するものと解される。

(2) 甲１には、コンクリートブロック又はコンクリート壁がアスファルト又はコンクリートに接する部分に内方向に下り勾配の棚を付ける構成とし、アスファルト又はコンクリートが棚面を覆い、さらには、その棚に排水孔を設けることにより、クラッシュランからの直接の雑草が生えることやクラッシュランの沈下を防止する発明を開示するものであり、その技術的意義は、コンクリートブロック又はコンクリート壁とアスファルト又はコンクリートとの接合面に隙間を発生させないようにし、さらには、排水孔を設けることで、クラッシュランに水が流れ込まないようにすることにより、クラッシュランからの直接の雑草が生えることやクラッシュランの沈下を防止することにあるものと理解することができる。

他方で、甲１の記載事項を全体としてみても、コンクリートブロック又はコンクリート壁とアスファルト又はコンクリートとの接合面に隙間が発生することを想定して、所定角度の下向き傾斜面を利用して、植物の屈地性及び屈光性の特性を阻害することにより雑草の成長を阻止するものであることについての記載や示唆はない。

そうすると、植物の屈地性及び屈光性により、植物の茎・葉は上方へ成長するが、下方へ成長せず、根は下方へ成長するが、上方へ成長しない性質を有することは、一般に知られていたことを勘案しても、甲１から、甲１のコンクリートブロックの切り欠き棚の上面（棚面）が、植物の屈地性及び屈光性の特性を阻害することにより雑草の成長を阻止する「防草機能」を有することが開示されているとまで認めることはできない。

したがって、甲１発明の「連接傾斜面」は本件発明の「防草傾斜面」に相当するものとは認められないから、甲１発明の「連接傾斜面」は、実質的に本件発明の「略Ｖ字形の防草傾斜面」の構成に相当するとして、相違点(ア)は実質的な相違点であるとは認められないとした審決の判断は誤りである。